

第三者評価機関すずかけ・評価スケジュール

期間（目安）	プロセス	内容（概略）
第1週	契約	契約の説明、契約、実施方法の検討、事前打ち合わせ等
第2～3週	自己評価	自己評価票の送付、事業者による自己評価、自己評価票の返送、自己評価票の集計・分析
	(利用者調査)	(必要に応じ利用者調査を実施・集計・分析)
第4～5週	自己評価等の分析	集計・分析結果の送付、訪問調査の日程調整
第6週	訪問調査	訪問調査の実施（評価調査者2名以上を事業所に派遣）
第7～10週	評価結果のまとめ	調査結果のまとめ、評価決定委員会の開催、評価結果の決定、事業者への結果報告、第三者評価推進委員会への報告、推進委員会による評価結果の公表

※ 「事業者」とは第三者評価を受ける事業者（受審事業者）を指します。

※ 「評価決定委員会」とは、第三者評価機関が設置する第三者性を持った委員会です。

※ 「推進委員会」とは、青森県の福祉サービス第三者評価事業を統轄する「青森県福祉サービス第三者評価推進委員会」を指します。